

## 第17回石川海区漁業調整委員会議事録

### 1. 日時及び場所

令和4年10月18日 火曜日 午前11時00分

KKRホテル金沢

### 2. 招集者の氏名、議事事項及び通知を發した年月日

(1) 招集者氏名 会長 稲村 幸雄

(2) 議事事項

- ① 小型いか釣り漁業（あかいか）および固定式刺し網漁業（雑魚類）の許可等について
- ② かが漁業（べにずわいがに）の許可取扱方針の一部改正について
- ③ 令和4管理年度くろまぐろ漁獲可能量の変更について（報告）
- ④ 漁業権漁業における資源管理の状況等の報告について（報告）
- ⑤ 第15次海面漁業権免許切替えに係る漁業権行使実態調査の結果について（報告）
- ⑥ 9月の許認可実績について（報告）
- ⑦ その他

(3) 通知を發した年月日 令和4年10月7日

### 3. 出席者

出席委員（11名）

会長	稲村 幸雄	会長代理	新谷 栄作
委員	勝木 省司	委員	坂下 優
〃	杉野 哲也	〃	中村 明子
〃	五十嵐誠一	〃	太田 均
〃	笹波 守勝	〃	中 浩二
〃	川島 和彦		

水産課 武田次長兼水産課長、沢田課参事、小柳主幹、須沼専門員  
坂本主任技師、川田技師

事務局 辻局長

4. 議事の顛末 別紙のとおり

### 5. 議決・報告事項

(1) 小型いか釣り漁業（あかいか）および固定式刺し網漁業（雑魚類）の許可等について

① 制限措置の内容等について（諮問）

知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。

② 許可等の取扱方針の一部改正について

上記諮問にかかる許可の取り扱い方針の制定を承認した。（資料1参照）

(2) かが漁業（べにずわいがに）の許可取扱方針の一部改正について（報告）

水産課から説明を受け、案のとおり承認した。（資料2参照）

- (3) 令和4管理年度くろまぐる漁獲可能量の変更について(報告)  
水産課から報告を受けた。(資料3参照)
- (4) 漁業権漁業における資源管理の状況等の報告について(報告)  
水産課から報告を受けた。(資料4参照)
- (5) 第15次海面漁業権免許切替えに係る漁業権行使実態調査の結果について(報告)  
水産課より報告を受けた。(資料5参照)
- (6) 9月の許認可実績について(報告)  
水産課より報告を受けた。(資料5参照)

6. 委員会終了時間 午前11時50分

第17回海区漁業調整委員会の議事の顛末

辻 局 長 | 定刻となりましたので、第17回石川海区漁業調整委員会を開催します。なお、本日は小川委員、中村浩二委員、橋本委員から欠席の連絡を受けております。開会にあたり、稲村会長からご挨拶をお願いします。

稲 村 会 長 | 改めて皆様にご挨拶申し上げます。秋も中盤になります。寒暖の差も出てまいります、大変朝は寒さを感じることもございます。日中は暑さを感じることもあり、十分体調に気をつけながらお過ごしください。どうか本日またよろしくお願ひいたします。

辻 局 長 | ありがとうございます。議事に入る前に資料の確認をしたいと思います。最初に次第、資料-1 小型いか釣り と固定式刺し網漁業の許可について諮問文が先頭にあるもの、資料-2 かご漁業 べにずわいがにの許可方針の一部改正について、資料-3 「くろまぐろの漁獲可能量の変更について」、資料-4 「漁業権漁業における資源管理状況等の報告について」、資料-5 「漁業権切替えにかかる漁業権行使実態調査の結果について」、資料-6 「9月の許認可実績について」、最後に、最新の漁海況情報をおつけしています。以上ですが、お手元にそろっていますでしょうか？

[全員、資料がそろっていることを確認]

それでは稲村会長、議事の進行をお願いします。

稲 村 会 長 | 本日の議事録署名人を坂下委員と川島委員にお願いします。

[両委員了承]

では、議題1の「小型いか釣り漁業（あかいか）および固定式刺し網漁業（雑魚類）の許可等について」、①制限措置の内容等について、知事より諮問がきております。併せて、②許可等の取扱方針の一部改正についても説明をお願いします。

辻 局 長 | 資料-1 をご覧ください。最初のページのとおり諮問文が来ております。

[諮問文朗読]

辻 局 長 | それでは、内容について、水産課より説明をお願いします。

川 田 技 師 | 水産課の川田です。事務局から読み上げました諮問文の内容についてご説明いたします。資料の3ページをご覧ください。今回ご審議いただく制限措置の漁業許可は、小型いか釣り漁業（あか

いか) および固定式刺し網漁業(雑魚類)です。お示ししております制限措置のうち、グレーに塗ってある部分が今回ご審議いただく内容になります。これについて、4ページの資料でご説明いたします。県漁協加賀支所から小型いか釣り漁業(あかいか)、美川支所から固定式刺し網漁業(雑魚類)の許可について、遊休許可制度に基づく枠数管理からの新規許可を受けたいとの届け出がありました。現場との調整はついており、漁業調整上の問題はないため、水産課としては許可又は起業の認可をすべき船舶等の数を下記のとおり変更し、取扱い方針を一部改正したいと考えます。まず、小型いか釣り漁業(あかいか)です。許可又は起業の認可をすべき船舶の数は、変更前の374件、うち遊休許可の名簿管理の数59件であったものを、遊休許可の枠数管理の中から1件を新たに許可することにより、変更後の許可数は375件となります。遊休許可の名簿管理の数は59件と変わりません。これにより、遊休許可の枠数管理の数は、変更前の56件から1件減って55件となります。

次に、固定式刺し網漁業(雑魚類)です。許可又は起業の認可をすべき船舶の数は、変更前の73件、うち遊休許可の名簿管理の数15件であったものを、遊休許可の枠数管理の中から1件を新たに許可することにより、変更後の許可数は74件となります。遊休許可の名簿管理の数は15件と変わりません。これにより、遊休許可の枠数管理の数は、変更前の29件から1件減って28件となります。

以上を踏まえ、3ページに記載の小型いか釣り漁業(あかいか)および固定式刺し網漁業(雑魚類)の制限措置について、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数をそれぞれ1隻、遊休許可の枠数管理の数を小型いか釣り漁業(あかいか)は55件、固定式刺し網漁業(雑魚類)は28件とします。また、許可又は起業の認可を申請すべき期間については、現在どちらの漁業も操業時期であり、ひと月の申請期間を取ると当該漁業の時期を失し経営に支障を及ぼすことから、令和4年10月18日から令和4年10月25日までとします。なお、許可の取扱い方針については、今回資料として添付していませんが、取扱い方針に記載の制限措置の許可又は起業の認可をすべき船舶の数を、小型いか釣り漁業(あかいか)は374件から375件に、固定式刺し網漁業(雑魚類)は73件から74件に更新したいと考えます。許可又は起業の認可をすべき船舶の数以外は、内容に変更はありません。

以上、資料1の制限措置の公示、許可の取扱い方針の説明を終わります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

稲村会長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質問等なし]

稲村会長

特になければ、知事から諮問の、制限措置の内容等については、妥当であると判断しまして、その旨を答申し、併せて②の許可等の取扱い方針の制定について、案のとおり了承したいと思いま

すが、よろしいでしょうか。

[一同異議なし]

稲村会長

では、議題2の「かご漁業（べにずわいがに）の許可取扱方針の一部改正について」水産課より説明をお願いします。

坂本主任技師

石川県水産課の坂本です。かご漁業（べにずわいがに）の許可取扱い方針の一部改正について、ご説明いたします。資料2をご覧ください。

今回の改正内容は、現在の許可のトン数区分で20トン以上100トン未満としている区分について、居住環境の改善を目的に100トン以上への増トンを可能にするものになります。令和4年9月12日付け、石川県漁業協同組合金沢支所から、在籍するかご漁業船について乗組員の居住環境改善のため、現在99トンである船を100トンに増トンしたいとの要望がありました。改造の内容は具体的には、船舶の後方部分の漁具等を置いたり作業をしたりするスペースの上部に蓋をするように屋根を取り付け、悪天候時でも作業や着替えをしやすくするものです。水産課としては、今回の増トンについては漁獲能力を増大させるものではないこと、許可の条件の漁具制限や漁獲量の制限もこれまで同様であり、資源保護上の問題はないこと、県内の他の地区のべにずわいかご漁業者からの同意も得られていることを水産課でも確認しており、漁業調整上の問題はないことから、認めたいと考えております。これに伴い、現行のトン数階層の制限を100トン未満から120トン未満まで引き上げるよう許可取扱方針の一部を変更するものと考えております。なお、制限措置のうち、操業区域については特に変更はなく、次ページの図色付け部分のとおり、沖合50海里以遠の水深800m以深としております。

次ページに許可取扱方針の改正部分として新旧対照表を添付しておりますが、主に階層区分の部分が100トン未満から120トン未満に変更となりますので、それに伴い、制限措置及び条件を記載したそれぞれの別表部分で記載内容が120トン未満に変わります。

改正内容の説明は以上ですが、この変更について、委員会での了承をいただければと思います。よろしく願いいたします。

稲村会長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質問等なし]

稲村会長

ないようであれば、かご漁業（べにずわいがに）の許可取扱方針の一部改正について、案のとおり了承したいと思います。よろしいでしょうか。

[一同異議なし]

稲村会長

それでは、次に議題3の「令和4管理年度くろまぐろ漁獲可能量の変更について」水産課よりご報告おねがいします。

坂本主任技師

水産庁の仲介により、くろまぐろの漁獲可能量について、大型魚の数量の一部と小型魚の数量の一部を交換しましたので、その報告でございます。くろまぐろの漁獲可能量は管理年度開始時期の4月以降、水産庁からの追加配分等があり、今回の追加前までは小型魚が112.5トン、大型魚が45.6トンと定められ、管理をしておりました。この度、水産庁の仲介で数量の融通について要望調査があり、大型魚と小型魚で数量を交換する機会がありました。当県のくろまぐろ大型魚の数量残枠は、約25トン程度ですが、例年10月以降の漁獲量を見ると、大体10トン程度となっており、15トン程度の余裕があると見込まれる状況でした。

一方、小型魚は冬季に主漁期を迎えるため、冬場の操業に備えて枠を十分に確保しておく必要があります。このことから、主要な漁業種類である定置網漁業者の了解を得たうえ、9月14日付で当県の大型魚漁獲量15トンを譲渡し、小型魚の数量交換する要望しました。この結果、水産庁から交換が成立した旨の通知があり、10月11日付で、別表のとおり、県の漁獲可能量を大型魚が15トン減って30.6トン、小型魚が15トン増えて127.5トンとなりました。追加された漁獲可能量については、石川県資源管理方針で定めた配分の基準によって、定置網に全量追加しております。

大型魚について、仮に今後本県に想定外の来遊があり、譲渡したことで枠がひっ迫してしまうような状況になった場合は、次回の仲介や直接他県または水産庁との数量の融通を行い、対応していきたいと思っております。小型魚については、各県余裕のあるものではなく、今年度は大臣管理漁業でも抛出できるほどの余裕がないとの情報もあるため、基本的には今回配分した数量で今年度の管理を行っていくよう漁業者に協力を求めていく予定としております。しかし、引き続き各県や国から情報を集めまして、本県の漁獲可能量が足りない時には、融通できる地区への交渉なども行っていき、対応していきたいと考えております。参考まで、数量変更の告示案を添付しておりますので、後程ご覧ください。説明は以上です。

稲村会長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質問等なし]

稲村会長

ないようであれば、次に議題4の「漁業権漁業における資源管理の状況等の報告について」事務局より説明おねがいします。

須沼専門員

漁業権漁業における資源管理状況等の報告についてご説明致します。令和2年の漁業法改正に伴いまして、新たにできた制度となります。漁業権をこれまで携わってきた皆様については、ちょ

っと聞きなれないものと思いますので簡単にご説明させていただきます。漁業法改正に伴いまして、共同・区画・定置の各漁業権漁業の漁業権者は、知事に対して漁獲量などを報告することが義務付けられることになっていきます。また、知事はこの報告を受けて、各漁業権の活用状況を把握し、海区漁業調整委員会にそのことについて意見を付して報告するものとされております。本日はこのことについて報告するものとなっております。なお、この資源管理状況等の報告ですが、今後毎年、漁業権者は報告していくいわゆる定型業務となるのですが、漁業権の切替え時に、実態把握する上で非常に重要なものとなっております。

それでは今回ご報告する漁業権の利用状況についてご説明します。今回の報告対象期間は、漁業法改正が令和2年12月1日から施行されたことから、令和2年度分の1～3月の3か月分と令和3年度分を合わせてご報告させていただきます。まず、共同漁業権について説明しますが、用語の説明を先にさせていただきますと思います。資料の下のほうに米印で団体漁業権と個別漁業権と書かしていただいております。これは漁業法改正に伴いまして、明記された言葉になりますが団体漁業権につきましては漁業協同組合が免許を受ける漁業権になりまして、共同漁業権と区画漁業権がそれにあたります。そして個別漁業権に関しては個人の漁業者または法人に免許される漁業権で、一部区画漁業権と定置漁業権がこれにあたるものとなっております。共同漁業権については、今ほどご説明した通り、すべて団体漁業権となっております。現在37件が本県では免許されております。37件の内、適切かつ有効に活用されているものが35件となっております。具体的なものを資料13ページ以降に、共同漁業権の資源管理状況の報告ということで、漁業権ごとに説明させていただきます。表の見方を簡単にご説明させていただきますと、左から免許番号、漁業権者、漁業の種類、漁業の名称、漁業の時期、行使者、資源管理に関する取り組みの実施状況、関係書、県としての適切かつ有効であるかの判断について○または×と書かせていただいております。漁業権者からは、これ以外に漁獲量などを県にご報告いただいておりますが、個人情報観点から、ここには漁獲量等は記載しておりません。資料18ページに書かれている共同第32号と共同33号は、資源管理状況の報告をいただきまして、また各組合さんも聞きとりを行いまして、水揚げ実績がなく、定置の操業実態がないと判断できましたので、適切かつ有効でない判断しております。なお32号、33号に関しましては、少し特殊なところでありまして、31号の漁業権の区域の一部、またがる形で32号、33号が設定されておりました。漁業の種類も雑漁小型定置漁業のみとなっております。

続きまして、区画漁業権に関するご報告です。現在63件の区画漁業権が本県で免許されておりました。今回の報告で適切かつ有効に活用されていると判断されたのはそのうち56件となりました。一覧表を付けておりますのでご確認いただければと思います。19ページからの記載になります。上から順に適切かつ有効でない判断したものだけご説明させていただきますが、区1

号、2号、16号、19号、50号、53号、57号になります。合計7件が、適切かつ有効でないと判断されました。いずれの区画漁業権も水揚げ状況がなく、また漁場を使用しているという実態がなかったということになります。

最後に定置漁業権ですが、すべて個別漁業権でありまして、現在、61件が免許されております。そのうち適切かつ有効に活用されていると判断したのは54件で残り7件について、水揚げ実績がないということで、適切かつ有効に活用されていないと判断しました。具体的にいいますと、資料23ページからになります。定第号3号、26号、32号、33号、43号、46号、54号となっております。なお、一部の定置網では、網を修理中ということで水揚げ実績がないものの適切かつ有効に利用されていると判断させていただきました。漁業権漁業における資源管理状況等についての報告は以上です。

稲村会長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

中村明子委員

備考欄に網修理中と書いてあるところは、水揚げ実績がなくとも適切かつ有効ということですが、水揚げ実績がなしと書かれているところは、水揚げ実績がない合理的な理由がないものについて、バツ印になっているということによろしいですか。

須沼専門員

今お話しいただいた通りでして、報告をいただいて、それだけで判断しているわけではなくて、そのあと漁業権者、行使者からお話を聞いてうえで総合的に判断して、適切かつ有効かどうか判断しております。

中村明子委員

ありがとうございます。そうすると免許の更新の時に、なぜ水揚げ実績がなかったのかということについては、ヒアリングの結果を残しておいて、そういったものを含めて判断しているということですか。

須沼専門員

はい、その通りでございます。水産庁からはガイドラインというものを示されておきまして、それにはチェックリストというもので判断するようになっておきまして、その記録を残していくとなっております。

中村明子委員

ありがとうございました。

稲村会長

他に、ご質問等はございませんか。

[質疑なし]

稲村会長

ないようであれば、次に議題5の「第15次海面漁業権免許切替えに係る漁業権行使実態調査の結果について」事務局より説明おねがいします。

それでは、第15次海面漁業権免許切替に係る漁業権実態調査結果についてご説明させていただきます。資料5をご覧ください。昨年度末に漁業権切替えのスケジュールをご説明いたしましたが、改めてスケジュールを説明いたします。28ページ目をご覧ください。今回報告する行使実態及び要望調査結果のとりまとめということで、令和4年10月水産課から委員会に報告になっております。その後、来月になりますけども第15次漁業権切替えに伴う漁場計画策定方針を委員会でご審議いただきます。2月には漁場計画案を諮問し、3月に公聴会を開催し、4月に漁場計画案の審議・答申という予定にしております。

それでは、調査の結果についてご報告させていただきます。漁場計画案を策定する上での基礎として参考にするべく、現在の漁業権者の行使状況や切替えに向けた要望の把握調査を4月から10月にかけて行いました。漁業法改正により既存の漁業者が漁業権を適切かつ有効に活用している場合、県は引き続き同様の漁場計画を作成して、現在の漁業権者に優先して免許することとなっています。そのため、漁場を適切かつ有効に活用しているかをこの実態調査において確認していくこととなります。

まず、共同漁業権についてです。共同漁業権の免許は現在37件あります。行使実態の結果として、漁場計画作成時において、適切かつ有効に活用している漁業権を「活用漁業権」これも法律で新たにできた用語となります。活用されていない漁業権を「非活用漁業権」といいますが、共同漁業権においては、活用漁業権が35件、非活用漁業権が2件でした。この2件ですが、共第32号、33号になります。

切替えに係る要望調査の結果についてですが、資料29ページをご覧ください。普通のマル印は活用あり、バツ印は廃止を要望しているもの、二重マルは追加を要望しているもの、空欄に関しては、現在もそこに従来から漁業権が設定されていないと漁区となっております。漁業の追加に関しては15個の漁業権の免許のうち、13種類ということで延べ29件となっております。漁業種類の削除、廃止については、1つの漁業権で2つの漁業種類となっております。

次に、資料の27ページ区画漁業権についてとなります。区画漁業権は養殖を営むために設定される漁業権ですが、現在63件の免許されており、活用漁業権が56件、非活用漁業権が7件と先ほどの調査結果と同様となっております。切替えに係る要望としましては、わかめ養殖の区域変更が2件、とりがい・あかがい垂下式養殖をとりがい養殖とする漁業種類の変更が1件となっております。廃止については非活用漁業権7件で、魚類小割式養殖業の3件、わかめ養殖業の2件、かき垂下式養殖業の1件、とりがい垂下式養殖業の1件となっております。これらは各漁業権者や行使者と話し合いました、今後使用する見込みがないということで、廃止を検討しております。

最後に定置漁業権ですが、現在61件の免許のうち、活用漁業権が54件、非活用漁業権が7件で、先ほどの資源管理状況で報告させていただいたとおり、近年は漁具が設置されていない状況

でした。切替えに係る要望として区域変更が3件あります。また廃止については、非活用漁業権7件の各漁業権者と話し合いをもって廃止する方向で検討しております。なお、そのうち加賀にある定置漁業権についてですが、支所や漁業権者とも打合せを行ったのですが、あわら市沖で洋上風力発電の計画があり、実際に洋上に風車が建設された場合、定置網への影響を懸念し継続を要望されていたのですが、漁業権制度をご理解いただき、今回は継続の要望は取り下げることになりました。今後洋上風力の建設が決まれば、改めて漁業権を設定することで、整理したいということをし添えます。

以上が、調査に基づく各漁業権の行使実態と要望の現時点での内容でして、また今後新たな要望等により若干変更するかと思いますが、この基礎情報を参考にして、来月にご審議いただく「漁場計画策定方針」に則って、漁場計画を策定していきたいと考えています。

稲村会長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

中村明子委員

12月に予定されている漁業法改正で新たに制定された利害関係人からの意見聴取ですが、これは具体的にどうゆう方がどんな形で意見徴収されるのですか。公聴会とは違うのですよね。

須沼専門員

そうです、基本的にやり方としてはインターネットを活用して意見を聴取するものとなっております。対象は、利害関係者となっております。利害関係者も具体的に水産庁から示されております。利害関係人とはどういった方かと言いますと、まずは漁業を営む者、漁業を営もうとする者、あとは漁業協同組合、船舶の運航者、法律により土地を収用し、または使用することができる事業者、事業を行う者、あとは水面を利用開発する事業者といった方が利害関係者となっております。

中村明子委員

そうすると、インターネットのHPか何かに意見がある方は、お寄せくださいという形で、お知らせして、それを見た人は意見してくるということですね。

須沼専門員

そうですね。方法としては、パブリックコメントみたいなやり方を想定しております。こういった形で、意見がある方から意見を聴取します。そこでは、利害関係者であることを明記していただいて意見を述べていただくというふうなページになっております。

中村明子委員

ありがとうございます。あと、高齢者の漁業者の方がそういったものに慣れていないので、できるだけ広くわかるように公表していただければと思います。

須沼専門員

わかりました。ありがとうございます。

稲村会長	他に、ご質問等はございませんか。 [ 質疑なし ]
稲村会長	ないようであれば、次に、議題6「9月の許認可実績」について水産課より説明をお願いします。
川田技師	知事許可漁業の許可等の取り扱い状況の令和4年9月分について報告します。 [資料5に基づき件数を報告]
稲村会長	ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。 [質疑なし]
稲村会長	ないようであれば、その他でなにかございませんでしょうか。 [発言なし]
稲村会長	なければ、事務局からお願いします。
辻局長	次回の委員会ですが、11月22日（火）13時30分から県庁11階1109会議室で開催したいと思います。 なお、コロナウイルスの感染状況をみまして、日程や会議場所に変更が生じた場合には、ご連絡をさせていただきます。
稲村会長	皆様、よろしいでしょうか。 [一同了承]
稲村会長	以上を持ちまして、本日の委員会を終了します。

以上、会議の顛末を記録してその正当であることを証するため署名をする。

会 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_